

**平成 30 年度 CO2 排出量削減に資する過疎地域等における  
無人航空機を使用した配送実用化推進調査  
検証実験地域 公募要領**

**1. 趣旨**

無人航空機（いわゆるドローン等）による荷物配送は、小口輸送において積載率の低いトラック輸送に代わる輸送手段として期待されており、山間部等における、無人航空機を活用した荷物配送（以下、「ドローン物流」という。）に向けて、全国 5 箇所程度で検証実験を開始します。

本検証実験を通じて、山間部等におけるドローン物流の本格化に向けた、CO2 排出量削減効果及び費用対効果等について検証を行う予定です。

なお、本実証事業は「平成 30 年度 CO2 排出量削減に資する過疎地域等における無人航空機を使用した配送実用化推進調査」（環境省連携事業）として実施するものです。

**2. 募集対象**

過疎化や高齢化が進展し、かつ、ドローン物流に取り組む意欲があり、平成 30 年度に実施可能な地域を 5 箇所程度募集します。

※いわゆる過疎地域に限定するものではありません。ただし、航空法第 132 条に定める「飛行禁止空域」における飛行や同法 132 条の 2 に定める「飛行の方法」によらない飛行を行おうとする場合、地方航空局長等へ必要な申請書を提出し、国土交通大臣の許可又は承認を受けることが必要です。

**3. 応募主体**

過疎地域等において配送を実施している物流事業者等民間企業を代表事業者とし、当該地域の市町村（もしくは都道府県※）及びその他検証実験の実施に関係する者から構成される協議会（以下、「協議会」という。）とします。

※都道府県が協議会構成員となる場合、検証実験地域である当該都道府県内における市町村と検証実験の実施に関して調整が図られていることが必要です。

**4. 企画提案内容**

下記①～⑤の内容について、指定様式（様式 1 及び 2）に基づき作成ください。

- ①当該地域における物流の課題（物流サービスの維持・確保、農産物の集出荷等）
- ②課題に対応したドローン物流の内容
- ③今回の検証実験の内容（飛行ルート案、CO2 排出量削減効果、費用対効果等）
- ④検証実験の実施体制
- ⑤検証実験に必要な経費等の見積り

## 5. 応募手続き

### (1) 企画提案の方法

検証実験地域に関する企画提案にあたっては、協議会ごと検証実験地域ごとに企画提案書（様式1）及び概要説明シート（様式2）を提出ください。

様式1：企画提案書 ダウンロード【Microsoft Word 形式】

様式2：概要説明シート ダウンロード【Microsoft PowerPoint 形式】

### (2) 企画提案書の受付期間

企画提案書（様式1）及び概要説明シート（様式2）の受付期間

平成30年6月28日（木）～平成30年7月31日（火）

## 6. 企画提案の評価基準

検証実験地域の選定にあたっては、以下の①～⑥の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

### ①的確性

提案の内容が、本要領の趣旨に合致し、物流の課題解決及びCO2排出量削減に資する効果が見込まれること。

### ②実行性

検証実験を行うにあたり、実施に向けた関係機関等との連携体制が既に構築されている又は連携体制の構築が見込まれていること。（過去にドローン物流を行った実績がある場合にはその内容を記載すること。）

### ③具体性

ドローン物流の本格導入に向けたビジョン及びその実現方法が具体的に示されていること。

### ④継続性

検証実験後も、ドローン物流の本格化に向けた取組が、協議会を中心に継続的に実施される見込みがあること。

### ⑤地域の受容性

検証実験後も、ドローン物流の本格化に向けて、地域の合意形成が図られる見込みがあること。

### ⑥汎用性

検証実験内容が、同様の課題を抱える地域における参考となることが見込まれること。

## 7. 選定の流れ

6月28日（木） 企画提案の公募開始

↓

7月31日（火） 企画提案の提出〆切



8月中旬 検証実験地域の選定

## 8. その他

### (1) 経費

本検証実験を行うために直接必要な経費（実費）は、本調査の実施予算の範囲内において、調査の委託業者が協議会の代表事業者と別途契約を交わした上で、下記の①～⑤の項目について負担します。（1地域あたり最大300万円）

- ①協議会等の開催
- ②検証地域におけるドローン物流モデルの検討に係る調査
- ③②で検討したモデルの試行的実施（検討のための試行的な実施を含む）
- ④CO2排出量削減効果及び費用対効果等の検証
- ⑤検証実験の実施に係る広報活動・周知

なお、検証実験はドローン物流の試行的な取組を行うものであり、施設の整備・改修、具体的な活動による本格的な事業化に係る経費は対象となりません。

また、本事業は環境省委託事業の一環であるため、対象経費の範囲や精算手続きは「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針（平成28年10月）」（下記URL参照）に則ります。<https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/itaku-keihisansyutu281003.pdf>

### (2) 検証実験の実施期間

検証実験は、基本的に平成30年12月頃までに実施するものとします。ただし、冬期での検証を目指す等特段の目的を有する場合には別途協議の対象とします。

### (3) 成果の取扱い

検証実験から得られた成果については、個人情報に関わる部分等を除き、調査成果としての利用や国土交通省及び環境省のHP等において公表する場合があります。

また、様々な機会を通じて、成果を発表するなど、ドローン物流に係る取組の参考となるよう、幅広く活用する予定です。